

COL 三日目

### 16-74 副ガバナー選出に関する規定を改正する件

トルコの3地区から提案

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第148～149ページ）。第6条 役員 6.120. ガバナーの空席 6.120.1. 副ガバナー

ガバナー指名委員会は、1名のパストガバナーを選出の翌年度に任期を務める副ガバナーに選出する。

#### 趣旨および効果

RI 細則 6.120.1.項の現行の文言は、副ガバナー選出の次期を具体的に示していない。現行の文言によれば、あるガバナーの副ガバナーを、そのガバナーがデジグネートとして選ばれた直後にも、あるいはガバナーノミニーまたはガバナーエレクトを務める年度にも、選出することが可能である。この点を具体的に定める必要がある。

（修正案）選出の翌年度に任期を務める副ガバナーに選出する。を選出することが出来る。に変更を。

（修正案の賛否）賛成が多く修正案で審議。

（修正案の採択）賛成 358 反対 156 で修正案が採択

### 16-75 副ガバナー選出に関する規定を改正する件（撤回）

Libertad ロータリークラブ（ウルグアイ、第4970地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第148～149ページ）。第6条 役員 6.120. ガバナーの空席 120.1. 副ガバナー

ガバナー指名委員会ガバナーノミニーは、1名のパストガバナーを副ガバナーに選出する。

#### 趣旨および効果

ガバナーノミニーに選出された人と、一時的あるいは恒久的にガバナーが空席となった場合にガバナーの代行または引継ぎを行うこととなるパストガバナーとの間に、目標、活動スタイル、長期と短期の方針の一貫性を持たせるため、ガバナーノミニーが副ガバナーの選出に参加することが不可欠。

### 16-76 副ガバナー選出に関する規定を改正する件

Capilla del Monte ロータリークラブ（アルゼンチン第4815地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する『手続要覧』第148～149ページ）。第6条 役員 6.120. ガバナーの空席 120.1. 副ガバナー

ガバナー指名委員会は、ガバナーエレクトが提案した1名のパストガバナーを副ガバナーに選出する。

#### 趣旨及び効果

副ガバナーの選出にガバナーエレクトがかかわるのが好都合だと思われる。指名委員会は（ガバナーエレクトが提案した）候補者を選出または拒否する場合もあれば、2名以上が提案された場合には最適任の候補者を選べばよい。

（修正案）ガバナーエレクトをガバナーノミニーに変更

（修正案の審議）

（反対）イギリス、ガバナーノミニーが選ぶのならアンフェアになる。

（修正案の賛否）反対多数。

（終了動議後採択に入る）賛成 304 反対 201 で採択。

## **16-77 副ガバナー選出に関する規定を改正する件**

第 3010 地区（インド）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 148～149 ページ）。第 6 条 役員 6.120 ガバナーの空席 6.120.1. 副ガバナー

いかなる指名も受理されなかった場合には、ガバナーエレクトが 1 名のパストガバナーを副ガバナーとして選出する。

### **趣旨および効果**

本制定案は、ガバナーが任務続行できないために一時的に空席が生じた場合に、RI の決定による選出に委ねずに、地区内で迅速に副ガバナーを選出できるようにすることを目的としている。

（質問）5340、16-76 を採択したので重複しているのではないか？

（定款細則委員会）正当なものである。

（修正動議）MAY に修正を

（修正案の賛否）賛成多数

（修正案後の採決）賛成 348 反対 169 で採択

## **D. その他**

### **16-78 地区大会または地区決議会での投票手続を改正する件**

Bislig ロータリークラブ（フィリピン第 3860 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 184～185 ページ）第 15 条 地区 15.050. 地区大会および地区決議会での投票 15.050.1. 選挙人

地区内の会員数 25 名以下の各クラブは、自動的にその会長を選挙人とするものとする。会員がさらに 25 名（または端数が 13 名以上）いるクラブは、会長エレクトが選挙人を務めるものとする。追加の選挙人は、クラブの会員により選出されるものとする。

### **趣旨及び効果**

地区決議会または地区大会においては地区の決議その他に投票するクラブ選挙人が常に不足する。会長と第 1 選挙人、会長エレクトを第 2 選挙人、さらに必要であればク

ラブ幹事を第3選挙人とすることで、長年のこの問題に対処できる。

(審議に入る)

(質問) 会長エレクトが不在の時はどうするのか?

(議長) 答えることはできない。

(反対) クラブの理事会が決定する権利を有している。従って反対。

(反対) 制定案の効果が不明である。会長、会長エレクトに任せることでクラブで混乱が起こる懸念がある。

(特別議員) この文言では25名以下ではどうなるか明示されていない課題がある。

(終了動議後採択に入る) 賛成 105 反対 408 で否決

(意見発表) 月曜日の投票に対する懸念表明があった。投票機器が変わったことで 16-07 (入会金の廃止) の再審議をお願いしたい。

(議長) 月曜日に到着していない代表議員がいたことも要因となっている。また、手続規則でも再審議は不可能。

## **16-79 審議会代表議員と理事指名委員会委員の選出手続を改正する件**

第 3010 地区 (インド)

国際ロータリー細則を次のように改正する。第 8 条 (『手続要覧』第 156 ページ)

第 8 条規定審議会 8.060.地区大会における代表議員選挙 8.060.3.代表議員と補欠議員の選出

~~2 票以上の票を有するクラブのすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。同じ候補者に投じられなかった場合、そのようなクラブの投票は無効票とみなされるものとする。(中略) 各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる 1 名の選挙人を指定するものとする。2 票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。(以下略)~~

### **趣旨および効果**

本制定案の目的は、地区におけるガバナーノミニ、規定審議会代表議員、理事指名 8 委員会委員の選出規定を一本化することである。

(審議)

(採決) 賛成 306 反対 206 にて採択

## **16-80 審議会代表議員と理事指名委員会委員の選出手続を改正する件**

第 3010 地区 (インド)

国際ロータリー細則を次のように改正する第 8 条 (『手続要覧』第 155~156 ページ)

第 8 条規定審議会 8.060.地区大会における代表議員選挙 8.060.2 推薦

第 12 条 (『手続要覧』第 173 ページ) 第 12 条理事の指名と選挙 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニと補欠の選出 12.020.5 推薦

### 趣旨および効果

RI 細則の第 13.020.4.項において、クラブはその会員 1 名をガバナーノミニー候補者として推薦できると定めている。本制定案は、規定審議会代表議員ならびに理事指名委員会委員の選出規定を、これと一本化することを意図としている。この改正により、地区選挙における混乱と複雑さが軽減され、これら 3 つの役職の候補者をクラブが推薦する方法が一本化されると考える。

(審議)

賛成反対意見があったが省略

(採決) 賛成 218 反対 295 で否決

## VII. 国際ロータリー

### 16-81 法的訴訟を理由としてクラブを加盟停止または終結とする権限を RI 理事会に与える件、および地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件

RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する。第 3 条 (『手続要覧』第 141 ページ) 第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結 3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または終結とする理事会の権限

3.030.4. 法的訴訟による終結 (新規に追加)

および、第 10 条 (『手続要覧』第 164~165 ページ) 第 10 条役員 の 指 名 と 選 挙 一 般 規 定 10.070. 選 挙 審 査 手 続 10.070.3. 地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立て

### 趣旨及び効果

クラブまたはロータリアンが RI 細則に規定された改善措置を無視し、選挙審査手続を完了する前に法的訴訟を起こした場合、本制定案では、RI 理事会が、RI またはロータリー財団 (理事、管理委員、役員、職員を含む) を訴えたクラブ、または訴えた会員が所属するクラブを、加盟停止または終結できるようにするものである。さらに、本制定案はガバナー選挙への言及を削除し、地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立てに RI 理事会が措置を取れるようにするものである。過去 3 年間で 30 件、20 万ドルの経費を費やしている。

(審議)

(反対) コロンビア、この制定案は基本として正規なプロセスではない。この制定案では法的訴訟が拡大する懸念がある。

(賛成) 3080 地区、我々の組織規定には選挙の申し立てを十分に存在しているのに、法的訴訟を起こす事を少なくする必要がある。

(賛成) ロータリーファミリーの中で解決する努力が大事である。安易に法的手段に訴えることを防止しなければならない。

(修正動議) 1610 地区、終結を停止に変更願いたい。6 か月停止で自動終結条項があ

るため。

(定款細則委員会) 正当な修正案と認める。

(修正案の討議)

(反対) 2080 地区、寛大な措置は不適切と思う。一時停止は緩い措置。

(修正案の賛否) 賛成 154 反対 354 で反対多数

(本制定案に戻る)

(質問) 終結に対して「報復」の恐れがあるのでは

(終了動議後採決) 賛成 463 反対 52 で採択

## **16-82 従来型クラブと E クラブの区別をなくす件**

釧路ロータリークラブ (第 2500 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。第 1 条 (『手続要覧』第 139 ページ)

第1条 定義

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。第 2 条 (『手続要覧』第 201 ページ) 第 2 条 名称 (1 つを選択する)

さらに第 9 条 (『手続要覧』第 205 ページ) 第 9 条 出席 ~~第 1 節の序文の段落のいずれかを選択する~~

### **趣旨および効果**

本制定案は、通常のクラブの例会を時によってはウェブ上でも開催し、あるいは E クラブ例会を時によっては、オンラインだけではなく、実際に顔を合わす例会を開催することもできるように改訂するものである。そして、通常のクラブも E クラブも例会の開催についてお互いの違いがなくなるので国際ロータリー細則と標準ロータリークラブ定款から E クラブ条項を削除するべきである。結果として、このような例会方式を採用することでロータリークラブの新たな可能性を提案することもできる。

(審議に入る)

(賛成) E クラブと従来型クラブと似ている。例会の方法だけが違うのであり 16-30 で同じになったと認識する。

(賛成) コミュニケーションの方法が E クラブと従来型クラブが一緒になるので賛成 地域限界に関する修正動議があったが、反対多数で本動議に戻る。

(採決) 賛成 355 反対 145 で採択

## **VIII. RI 財務と人頭分担金**

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 191 ページ)。第 1 条 財務事項 17.030.

会費 17.030.1. 人頭分担金

### **趣旨及び効果 (財務長より発表)**

2017-18 年度から 2019-20 年度まで、人頭分担金を年に 1 ドルずつ増額することを規定するものである。分担金の額は、2017-18 年度には半年ごとに 28 米ドル 50 セント、2018-19 年度には半年ごとに 29 米ドル、2019-20 年度以降には半年ごとに 29 米ドル 50 セントとなる。

(審議)

(修正案) R I 副会長⇒3 年間で毎年 4 ドルの増加に修正をお願いしたい。16-17 年度 56 ドル、17-18 年度 60 ドル、18-19 年度に 64 ドル、19-20 年度に 68 ドル。

現状 15-16 年度は 55 ドル (半期に 27 ドル 50 セント) 投資収益の計画より悪化していることも一因。毎年 4 ドル値上げにより 2021 年まで財務的な健全性を確保できることになる。

(修正案の審議)

(質問) 5470 地区、増加することで何を我々は得られるのか?

(反対) 1590 地区オランダ、R I はフロントオフィスがバックオフィスである世界本部がフロントオフィスであるロータリークラブに値上げを要請することは容認できない。R I 理事会が「デラックスカー」に乗っているのなら、自分達のコスト削減を最初をお願いしたい。

(賛成) 5840 地区テキサス、本部にとってロータリークラブが困った時の「保険会社」に似ている。インフレは 5%以上が実態であるので賛成。

(反対) 6250 地区、若い人たちを入会するためには今回の値上げが阻害要素になる。2013 年の R I 本部の旅費が 1000 万ドルから 1400 万ドルに増額されていることには問題がある。コスト削減への努力をもっと傾注いただきたい。会長代理派遣旅費の削減を願いたい。

(賛成) 7170 地区、ロータリーの諸活動をより充実したものにする「投資」として認識するなら値上げに理解をしたい。

(反対) 2002 地区、オリジナルの制定案を受け取った後に、審議直前に大幅値上げをすることに理解できない。事前に大幅値上げが判っていたのであれば、最初から 4 ドル値上げで審議させるべきである。これではクラブの理解は得られない。

(賛成) 5340 地区、4 ドルは高くない。犬の散歩で落ちている小銭を拾えば一年で 4 ドル集まる。ロータリアンは財力がある。費用の多くは食事とイベントであり、ウェブサイトの活用やポータルサイトの充実が解決策になる。

(反対) 1170 地区、多くのロータリアンがリタイアしている。彼らは年金暮らしでロータリアンとして維持することが困難になっている事と、英国のインフレ率は 2%程度に過ぎない。旅費のコストのカットが急務。

(賛成) 理事会理事⇒旅費についての言及に対して正確なものを説明させたい。

(事務総長) 旅費に関しては、ボランティアの旅費コストは減少している。1000 万ドルは管理委委員の旅費は入っていない。会長代理、理事の旅費等は 370 万ドルで最近

は 350 万ドル、そして今年も減少する見込みである。

(反対) 2041 地区、ビジネスとして見るのなら、顧客が減少し、顧客サービスも減少している状態である。コスト削減が急務。規定審議会を 4 年に 1 回。サンディエゴで一回ではなく各大陸でここに国際協議会を開催するとか、本部人員削減を図ることを考えていただきたい。

(賛成) 難しい決議をすることを前提に個人的感想で賛否を考えてはいけない。旅費規程は 2013 年に R I 細則から削除された。そして 2013 年規定審議会でも値上げをそれ以降はしないという前提で値上げを承認した経過がある。従って、財政見込みで大幅な赤字になる原因を作ったことを理解しなければならない。

(反対) ブラジル、地域賦課金、雑誌等の値上げに波及する恐れがある。ブラジルは今不況の真っただ中にある。

(賛成) サブ一元会長、世界の一部にとって 1 ドルは僅かな金額かもしれないが、ロータリーの価値はそれ以上である。ロータリアンがロータリーから得た価値ははるかに大きい事を理解いただきたい。

(反対) パキスタン、入会金がなくなってクラブの財源が乏しくなることが決定しているなかで人頭分担金値上げには反対である。パキスタンはロータリアン数だけ減少するであろう。

(討議終了動議の後修正案の賛否) 賛成 297 反対 206 で修正案での本審議に入る

(修正案の審議に入る)

(賛成) メキシコ、増額することによってどのような良い影響があるかを考えるべき。ロータリーの会費は現状少ない。4 ドルは少ない金額。

(賛成) 財団管理委員、財団はコストをシェアする関係にある。フロントオフィスはロータリークラブだけではなく、オンラインネットを維持するバックオフィスである本部もフロントオフィスの機能と役割を持っている。その意味で、本部が予算を充実させる積極的な理由となる。

(終了動議の後、修正案の採択に入る)

**賛成 347 反対 197 で採択**